

課題の整理と今後の方向性について（案）

（介護保険事業）

基本方針 4 介護保険事業を継続的に実施していくために

（3）円滑な運営に資する取組み

サービスを必要とする要介護・要支援認定者が適切なサービスが受けられ安心した生活を送るため、サービスの質の維持・向上を図り、制度の安定的な運営に努めます。

① 介護サービスの質の向上

（略）

② 総合的なサービスの提供

（略）

③ 地域医療構想との整合性の確保

（略）

④ 介護保険料収納率の向上及び納付環境の整備

富士見市債権管理条例及び介護保険料徴収計画に基づき、市内における滞納者の情報共有や法的措置介護保険料の納期限を経過した方に対しては、法令で定められた期限内に督促状を送付します。また、督促状を送付しても納付のない方に対しては遅くとも6月以内に催告を行うとともに財産調査を実施するなど、限られた期間（介護保険料の時効は2年）の中で滞納処分が可能となるよう、迅速な対応を実施し、収納率の向上を図ります。

介護保険料の納付環境については、納付できる金融機関が減少してきていることもあり、コンビニエンスストアでの納付やマルチペイメントについて検討を行います。

【図表 介護保険料の収納率】

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
普通徴収分	93.76% /91.00%	94.31% /91.00%	/91.00%	94.50%	94.75%	95.00%
滞納繰越分	47.01% /20.00%	44.52% /20.00%	/20.00%	40.00%	40.00%	40.00%

⑤ 低所得者対策の充実

● 低所得者に対する介護保険料の軽減

(略)

● 介護保険料の減免制度

(略)

● 介護保険サービス利用者負担助成

(略)

● 社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減制度

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、慈善博愛の精神に則り低所得者の負担軽減を行うことが期待されています。

この制度は、利用者の負担を軽減することを県に申し出た社会福祉法人が行うサービスであり、訪問介護や通所介護、施設入所等様々なサービスの利用者負担が減免されます。

市では、社会福祉法人減免制度による減免を多く行った社会福祉法人に対し、要した費用の一部補助を行うとともに、社会福祉法人減免制度が十分に活用されるようホームページ等で周知を図ります。また、低所得者が市内のどの社会福祉法人でも社会福祉法人減免制度の利用ができるよう、県に申し出をしていない社会福祉法人に対しても周知を図り、社会福祉法人の積極的な姿勢を促します。

(以下略)